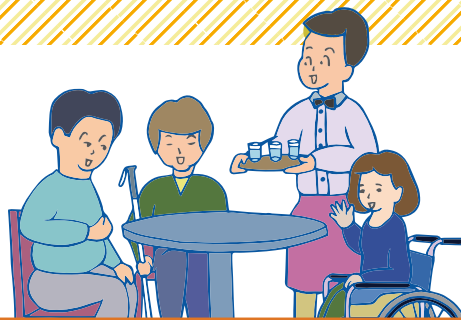


4月1日施行

障害者差別解消法



問い合わせ 障がい福祉課 ☎229-3157 FAX229-3334

現在の社会では、障がい者の人々が、障がいがあることで働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするといった現状があります。こういった障がい者の人々が受ける制限は、個人の障がいによるものではなく、社会の中にあるさまざまな障壁(日常生活や社会生活を営む上で妨

げとなる慣行や文化、人々の意識や考え方、法律や制度、道路や建物)によって生じています。

そんな社会の障壁を取り除き、障がいのある人もない人も、共に人格と個性が尊重される住みやすい社会を目指して、「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法では、

不当な差別的取扱い

を禁止し、

正当な理由なく“障がいがある”というだけでサービスの提供を拒否したり、制限や条件を付けたりする行為のことをいいます。



お店に入ろうとしたら、保護者や介助者がいなかったため入店を断られた。

合理的配慮の提供

を求めています

障がい者一人一人の状況や必要に応じた変更・調整などを、お金や労力等の負担が掛かりすぎない範囲で行うことをいいます。

意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



障がいがあることを伝えると、アパートを貸してもらえなかった。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。